

# 行政視察等報告書

平成31年4月12日

境港市議会  
議長 終 康弘 様

会派名 きょうどう

代表者 米村 一三



下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。

## 記

1 視察等期間	平成31年3月29日（金）～平成31年3月30日（土）
2 視察等先 及び内容	平成31年3月29日（金）午後5時30分～午後7時30分 地方議会研究会 3月研修会 「政策実現のために、質問後に動く議員活動の仕方」 会 場 TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター 住 所 東京都中央区京橋 1-7-1 戸田ビルディング  平成31年3月30日（土）午前10時～12時30分 地方議会研究会 3月研修会 「議会改革注意点と議会・議員の未来」 会 場 前日と同会場
3 視察等議員	米村 一三、岡空 研二、終 康弘
4 総 経 費	合計（ 3名） 255,768円 （一人当たり 85,256円） ※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て
5 所 見 等	別紙のとおり

## セミナー受講 報告書 その1

テーマ：「政策実現のために、質問後に動く議員活動の仕方」

講師：宮本 正一 氏 （日本公共経営研究所 代表）

報告者：米村 一三

### 所 見 等

#### ○講師のプロフィール

講師の宮本正一氏は、1967年に大阪府の生まれでボストン・ウェントワース工科大学卒業後ダイワハウス㈱に勤務する。

その後、神戸大学経営大学院でMBA取得、また後に大阪市立大学院医学研究科に学び、医学博士号を取得する。

1995年に27歳で寝屋川市議会議員に無所属で初当選し、5期20年に渡って議員活動を行い、その間、第54代議長も務める。

橋本とおる大阪府知事選挙を初めとして、12の選挙で選対本部事務局長を務めた。

#### ○多忙な議員活動を効果的に行うため、質問と答弁の年間計画を作成する。

4月から翌3月までの年間活動シート（別紙1）、年間原稿作成シート（別紙2）を活用してどのような場で何を質問するかを計画する。

#### ○議会の権限をもう一度見直そう

1) 条例の新設、改廃や、予算を認定できるなどの議決権があること

2) 地方自治法第97条に規定される、予算の増額修正権がある

※当初予算案にない新事業の追加不可

#### ○首長のとの関係を見直す必要があるのでは

総与党化が見られ、議会機能が疲弊しており、進化することが求められる。

※進化とは、まったく別のものとなることを意味する。

1) 公聴会、参考人制度を大いに活用すべし。

2) 議員提案の試験的挑戦を試みては・・・理念条例などが手掛けやすい

3) 政務活動費用を変更し、視察旅費、図書購入費の増額し使途を明確にする。

#### ○議会での答弁「調査研究します。」「検討します。」を追いかける。

そのために、答弁マトリックスシート（別紙3）を作成し活用する。

執行部が答弁するためのフローチャートや、質問に対する答弁後の執行部の動きを掴んでおくこと

## ○議員活動を再考しよう

- 1) 政治活動 憲法第 21 条に基づく、政治上の目的をもって行われるすべての行為を言う。  
(選挙運動とみなされる行為は、公職選挙法の適用を受ける)
- 2) 選挙活動 特定の選挙に於いて、特定の候補者の当選を得る、または得さしめるために働きかける直接、または間接の一切の行動。

※議員活動を効果的に行い市民に向けての広報活動につなげることが重要である。

そのためには以下の 3 項目を実践すべきであるとの助言を頂いた。

- 辻立ちは、ストレッチ運動である。
- ポスティングは、有酸運動である。
- 市政報告会は、筋トレである。

### **受講後の感想**

大阪府知事選挙を初めとして、選挙対策本部事務局長を 12 回も務めた経験による様々な選挙活動や政治活動を包含する議員活動の手法を学ぶことができ、宮本正一講師のセミナーから議員としての活動を効率的に実践できるノウハウを教授頂けたと考える。

「あらゆる合法的手段を駆使して、選挙に勝たなければ議員活動をできない。」との講師の説明に納得するものがあった。

## セミナー受講 報告書 その2

テーマ：「議会改革注意点と議会・議員の未来」

講師：高橋 伸介 氏 （枚方市議会議員を4期務める）

報告者：米村 一三

### 所見等

#### ○講師のプロフィール

講師の高橋伸介氏は、大学卒業後1977年に京都信用金庫に入社する。

1987年に京都信用金庫を退職する。その後友人と起業し1997年まで勤務。

1998年に京都・市民・オンブズパーソン委員会会員となる。

1999年に枚方市議会議員選挙に当選し、4期務めて副議長も経験する。

#### ○初めに、現状の自治体の置かれた状況を共通認識する。

総務省の分析した、2040年の人口動向について言及され、各自治体の状況について説明される。高橋氏は、2018年7月5日に総務省自治行政局長の人口動向についての説明の中での言葉を引用し、今まで取ってきた手法である過去の実績に基づいて未来への施策決定を行う「フォアキャスティング」から、未来の推定を基礎として、今どのような施策を推進しなければならないかという「バックキャスティング」手法とするよう示唆しているとの見方を示した。

#### ○議員はどのような行動をとるべきなのか

議会の本質は、100の議会があれば100通りの議会運営があり、100人の議員がいれば100通りの正義がある。議会は議員により合議で議決する機関である。

#### ○自治体数の推移を考える

☆明治の大合併では、1888年（明治21年）に71,314あった町村数は。

1889年（明治22年）には15,820とおおよそ5分の1に減少した。

（戸数300から500戸を標準とした。）

☆昭和の大合併では、1953年（昭和28年）に9,868あった市町村の数は

1961年（昭和36年）には3,472とほぼ3分の1となった。

（人口規模8,000人を標準とした。）

☆平成の大合併では、1987年（平成11年）3月末には、3,232あった市町村は半分近くまで減って1,718となった。

（総務省は自治体数1,000を目標としていた。今後は自治体が行き詰まっても手厚い支援はない。）

☆地方議員の推移をみると1987年（昭和62年）4月頃に議員数は、69,028人であったものが、2016年（平成28年）12月末時点で32,991人となっている。

※今後も集約化・多様化の大きな流れは続くと考えておくことが肝要である。

○憲法・自治法の規定に見る議会、議員とは

☆日本国憲法第八章に地方自治についての記述がある。地方自治の本旨とは住民自治（民主主義の精神）と団体自治（地方分権の原理）と学者は解釈している。

※GHQが本体意図していた、地方自治はローカルガバメントであるとしていたものが「地方自治の本旨」と曖昧に翻訳されている。

☆地方自治法では、第一編総則に国と地方公共団体の関係が、第二編の各章で、都道府県と市町村の関係、市町村や住民、選挙、直接請求などの定義が、第六章で議会について、第七十六条で再議権について、第八十条で専決処分について、第二節は議会の権限、第三節は招集及び会期、第四節は議長及び副議長について記述されているので、議員は熟読する必要がある。

○これからの議会活動の基本

分権一括法により新自治法が誕生し、1999年7月には地方分権改革を目指した大改正が行われた。この改正によって機関委任事務の7割が廃止され（主に県の場合）、国と地方の関係は「上下・主従」から、表向きは「対等・協力」へと変わった。このコンセプトは地方分権で、法定外普通税を設けることができる。

○終わりに、このセミナーで学んだこと

議会・議員の役割や権限機能を明確に把握することで、市民要望に応える対応を十全とすることが可能となる。

自分の提案に対し議会の中で共感を得るために、以下のポイントを実践すべし。

☆議会では最上のものを目指さない。

☆議会では議員全員のレベルの半歩前を提案する。

☆議会では徹底して合意形成に努力する。

☆議会では「私」を捨てる。

☆議会ではできれば議員全員と付き合う。

以上